



補助金が活用できます

沖縄県産品の県外への 販路開拓・販路拡大の 取り組みを支援します!!

県内企業の
皆様へ



県産品をもっと県外へアピールしたい!
県内企業の皆様、必見です!

令和2年度 県産品拡大展開総合支援事業

沖縄

MENU
02

県外バイヤー
招聘支援

MENU
04

対象経費追加!!
情報発信支援

補助率UP!!

テスト販売
・
販売促進支援

補助率UP!!

対象経費追加!!

見本市・展示商談会等
出展支援

MENU
01

商品改良支援

MENU
03

MENU
05

補助金活用 MENU

沖縄県では、**県産品**の県外(国内に限る)への販路拡大に関する取組みを支援するため、以下の補助メニューを用意しております。ご活用ください。
 なお、補助対象となる経費は消費税抜きの額となります。予めご留意ください。

補助
対象

本事業の補助対象者

《補助対象者》

県産品を生産、加工、販売する次の者

- (1) 県内生産者：県内生産者、県内製造メーカーなど
- (2) 県内流通事業者：県内卸売業者など
- (3) 県外流通事業者：県外卸売・小売業者
- (4) 支援機関等：商工会議所、地方銀行など、県内生産者等を取りまとめて商談等を実施する者



●県産品とは？

この事業では、県内で生産または加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品等が対象です。

県産品の一例



食品



化粧品



衣料品



工芸品



アクセサリー

MENU
01

テスト販売・販売促進支援

県外小売店舗等でのプロモーション活動(マネキン費または事業者旅費等)に要する経費の一部を補助します。ただし、物産展等での実演・即売を中心とする催事への出展に要する経費は対象外です。



沖縄入りの
ソーセージは
じやないから。



■補助対象者：県内生産者、県内流通事業者

■補助率：補助対象経費の**2/3以内**

補助対象経費		補助額の上限
マネキンの雇用費		1日につき1人あたり8,000円
旅費 (※)	航空運賃	普通席 往復割引運賃の2/3 (グレードアップした席に係る割増経費は対象外)
	特急及び新幹線	利用区間が100km以上の場合に限り対象とする。運賃の2/3 (特別車両料金は対象外)
	船賃	運賃の2/3
	宿泊料	・1泊あたり4,500円(東京都特別区、大阪市、名古屋市等の都市においては5,000円) ・1回の申請につき5泊分まで
ホテルパック料金		航空運賃及び宿泊料の上限額の合算額

※県内生産者が県外小売店舗において直接販促プロモーションを実施する場合、又は、複数の店舗にマネキンを雇用、配置し、レシピの提案方法等の指導や監督等を行う場合に限る。

※1事業年度につき80万円まで。

沖縄県産品の県外への販路開拓、販路拡大

MENU
02

県外バイヤー招聘支援(県外流通事業者招聘支援)

県外から流通関係者を沖縄に招聘する際に要する経費の一部を補助します。



■補助対象者：県内生産者、県内流通事業者、県内に本店を有する支援機関等

① 沖縄フェア等の開催に向けて、県内生産者15者以上と商談する場合

旅費	対象範囲	1回の申請につき県外流通事業者10名まで ■補助率:補助対象経費の10/10以内
	航空運賃	普通席 往復割引運賃の10/10以内(グレードアップした席に係る割増経費は対象外)
	特急及び新幹線	利用区間が100km以上の場合に限り対象とする。運賃の10/10以内(特別車両の料金については対象外)
	船賃	運賃の10/10以内
	宿泊	1泊あたり9,000円まで、1回の申請につき3泊分まで

② 県内生産者等が5者以上で招聘する場合

旅費	対象範囲	1回の申請につき県外流通事業者5社(1社あたり2名)まで ■補助率:補助対象経費の10/10以内
	航空運賃	普通席 往復割引運賃の10/10以内(グレードアップした席に係る割増経費は対象外)
	特急及び新幹線	利用区間が100km以上の場合に限り対象とする。運賃の10/10以内(特別車両の料金については対象外)
	船賃	運賃の10/10以内
	宿泊	1泊あたり9,000円まで、1回の申請につき2泊分まで

③ 県内生産者等が5者未満で招聘する場合

旅費	対象範囲	1回の申請につき県外流通事業者2名まで ■補助率:補助対象経費の1/2以内
	航空運賃	普通席 往復割引運賃の1/2以内(グレードアップした席に係る割増経費は対象外)
	特急及び新幹線	利用区間が100km以上の場合に限り対象とする。運賃の1/2以内(特別車両の料金については対象外)
	船賃	運賃の1/2以内
	宿泊	1泊あたり4,500円まで、1回の申請につき2泊分まで

※ホテルパックについては、航空運賃、宿泊費、それぞれの上限額の合算額以内とする。

※同一県外流通事業者(同一人物)の招聘は、1事業年度につき2回まで。

MENU
03

見本市・展示商談会等出展支援

県外で開催される見本市、展示商談会等(オンライン商談会含む)へ出展する際、必要な経費(出展料、旅費等)の一部を補助します。



■補助対象者：県内生産者、県内流通事業者

■補助率：補助対象経費の2/3以内



補助対象経費	補助額の上限
出展小間料	※ブース設営・運営費は ①パネル等制作費 ②装飾・設営費 ③電気・水道工事費 ④什器・機器等リース費 ⑤光熱水費・共益費 とする。
ブース設営・運営費※	
マネキンの雇用費	
★旅費	テスト販売・販売促進支援における補助対象経費に該当する経費

沖縄産の○○○○
是非ご覧下さい



※1回の申請につき30万円まで(ただし、マネキンの雇用費は、1日につき1人あたり8,000円)

New

の取り組みを支援します!!



MENU
04

情報発信支援

県外で開催される沖縄物産展、沖縄フェア等において、県産品の商品特性や沖縄をPRする為の情報発信(イベント)に必要な経費や県外へ向けて商品をPRする際の **広告費(Web、新聞等)** を一部を補助します。



- 補助対象者：県内生産者、県内流通事業者、県外流通事業者、県内に本店を有する支援機関等
- 補助率：補助対象経費の2/3以内
- 要件：県内生産者10者以上の県産品を取り扱うこと、かつ知事が別に定める基準※①を満たすこと。
※①：詳細は沖縄県産業振興公社 Web サイト掲載の「実施要領(情報発信支援)」をご参照ください。

補助対象経費		補助額の上限
旅費	航空運賃	普通席 往復割引運賃の2/3 (グレードアップした席に係る割増経費は対象外)
	特急及び新幹線	利用区間が100km以上の場合に限り対象とする。運賃の2/3 (特別車両料金は対象外)
	船賃	運賃の2/3
	宿泊料	1泊あたり6,000円まで (東京特別区、大阪市、名古屋市等の都市においては6,666円まで)
	ホテルパック料金	航空運賃及び宿泊料の上限額の合算額
謝礼金		
装飾・設営・運営費	2/3以内	
装飾・運営資材輸送費		

※1事業年度につき150万円まで。 ※1回の申請額：a 前回又は同条件の県産品売上額が10,000千円を超える催事75万円まで。 b その他催事20万円まで。

New

★ 広告費	新聞等紙媒体、パナー広告、会員制交流サイト、動画共有サイトに掲載する広告、映像コンテンツア。新聞等紙媒体は、上限10万円 イ. 新聞等紙媒体以外の経費は、上限15万円
-------	---

※ア及びイのいずれにおいても1事業年度につき申請は1回まで。

MENU
05

商品改良支援(課題改善方向検証・商品改善支援)

既存商品のパッケージデザイン変更や試作品に係る分析試験費等の経費の一部を補助します。

- 補助対象者：県内生産者、県内流通事業者
- 補助率：補助対象経費の1/2以内

720mlの瓶入りから、
飲みきりサイズの
100mlアルミ缶へ



《過去の事例》

補助対象経費	補助額の上限
分析試験費※	・1回の申請につき50万円、かつ、1事業年度につき3回まで(ただし、同一商品にかかる申請は1事業年度につき1回まで) ・新規商品開発にかかる費用は対象外 ・県産品の生産、加工、販売等を1年以上行っていること。また、対象商品が1年以上販売されていること。 ※「分析試験費」及び「試作品開発・改善費」のうち、原材料及び副資材の購入にかかる経費、及び参考商品購入費の上限はそれぞれ5万円とする。
流通事業者・消費者調査費	
技術指導受入費	
試作品開発・改善費※	

受付・申請手続に関する詳細は裏面をご覧ください ▶▶▶

受付
期間

受付期間

※期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。

令和2年9月1日～令和3年1月31日(報告書最終提出日:令和3年3月15日)

申請
手続

申請手続関係

※①～⑥の様式は、沖縄県産業振興公社HPよりダウンロードして作成下さい。

申請を行う際は、あらかじめ電話、又はメールにて相談をお願いします。

※交付決定前に経費の支払いを終えてしまった場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

1 提出書類

*1要綱：県産品拡大展開総合支援事業要綱

*2要領：県産品拡大展開総合支援事業要領

① 補助金交付申請書(要綱*1様式第1号)	⑦ 補助金申請額の見積書等(補助金の申請金額に関する証憑)
② 会社概要(要領*2別紙1)	⑧ 履歴事項全部証明書*1
③ 企画書(要領*2別紙2)	⑨ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税)*1
④ 日程表(要領*2別紙3)	⑩ 国税納税証明書(その3の3)*1 *2
⑤ 収支計算書(要領*2別紙4)	⑪ 債権者登録申請書(担当者より送付します)*3
⑥ 誓約書(要領*2別紙5)	⑫ 通帳の表紙及び表紙裏の口座情報ページの写し*3
	⑬ その他、指示のある資料

※1：⑧、⑨、⑩の書類は、今年度初回申請時に必ずご提出下さい。

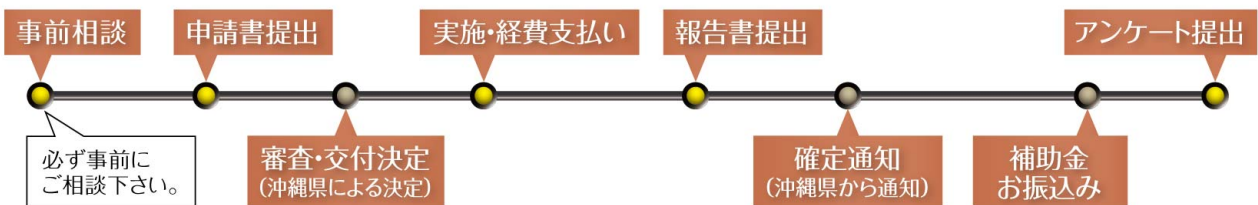
※2：⑩の書類は法人用です。個人事業主の場合は、国税納税証明書(その3の2)を提出して下さい。

※3：⑪、⑫の書類は、当事業を初めて利用される場合、必要となります。

2 提出期限

補助金活用メニュー	申請書提出期限	報告書提出期限
① テスト販売・販売促進支援	実施日から起算して、14日前	実施最終日から起算して30日以内 ※ただし、報告書最終提出日(令和3年3月15日)を超える場合は最終提出日までにご提出下さい。
② 県外流通事業者招聘支援		
③ 見本市・展示商談会等出展支援	実施日から起算して、30日前	
④ 情報発信支援		
⑤ 課題改善方向検証・商品改善支援	実施日から起算して、14日前	

3 申請から補助金振込までの流れ



4 提出先及び補助金申請手続等に関する相談窓口 ～まずは、お気軽にお問い合わせください～

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援課(担当:新里・座間味)

TEL:098-859-6237 FAX:098-859-6233 ※対応時間:平日8:30～16:00

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1(産業支援センター4F)

E-mail : sougoushien@okinawa-ric.or.jp

補助金の要件、補助対象となる経費等の詳細については、右記の沖縄県産業振興公社 Web サイト掲載の「補助金交付要綱」及び「実施要領」をご覧ください。

公社 県産品拡大展開総合支援事業

Q 検索

<http://okinawa-ric.jp/news/entry/10475.php>

県産品をもっと県外へ!



令和2年度

県産品拡大展開
総合支援事業

補助金活用
MENU



公益財団法人

沖縄県産業振興公社

Okinawa Industry Promotion Public Corporation

経営支援課（担当：新里・座間味）※対応時間：平日8:30～16:00

TEL:098-859-6237 FAX:098-859-6233 E-mail:sougoushien@okinawa-ric.or.jp

〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1（沖縄産業支援センター4階 401）